

こんな時は?

「合理的配慮」の提供に向けた 「建設的対話」の進め方

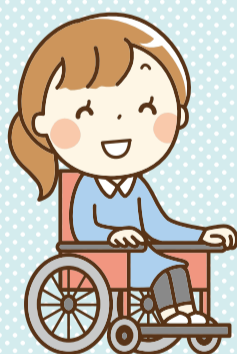
日常生活・社会生活で提供されている設備やサービスなど、障がいのない人はかんたんに利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動が制限されてしまう場合があります。このような場合には、障がいのある人の活動を制限している社会的なバリアを取り除く必要があります。

「合理的配慮」の提供とは、障がいのある人も、障がいのない人と同じように利用したり参加したりできるように「必要な配慮や工

夫を行うこと」です。大切なことは、**どちらかが一方的に決めつけるのではなく、双方が話し合って、対話を重ねながら、お互いに理解し合い、共に解決策を見出していくこと**です。この対話を「建設的対話」といいます。障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

建設的対話の一例

～車椅子利用者がライブハウスのコンサートに通常席で参加したい～



車椅子利用者

車椅子を使用しています。通常席のチケットでコンサートに参加したいのですが。

車椅子利用者

特別席は高価なので難しいです。他に手段はないでしょうか？

車椅子利用者

それで大丈夫です。通常席で参加できると聞いて安心しました！

ライブハウス

通常席は他の参加者とぶつかる危険性があります。安全な特別席はいかがでしょうか？

ライブハウス

通常席エリアの一部を区切ってスペースを確保することができます。ただし、鑑賞中の自由な移動は難しくなりますが、いかがでしょうか？

ライブハウス

よかったです！当日はまわりの参加者にもご協力をお声かけしますね。



ここで示した合理的配慮の提供イメージはあくまで一つの例です。実際の合理的配慮の提供は、障がいの特性や配慮が求められる具体的な場面や状況によって異なり、答えが一つだとは限りません。建設的対話を通じてお互いに理解し合い、共に考えていく

ことが大切です。障がいのある人が利用を拒否されたり、制限されたりすることのない「差別のない社会づくり」に向け、区民のみなさまも事業者による「合理的配慮」の提供についてご理解・ご協力をお願いいたします。

◆ 毎年12月3日～9日は「障がい者週間」です。人権週間とともに理解を深めましょう ◆

政府広報オンライン動画

「対話が重要 障害のある人への合理的配慮」他にも関連動画多数! ぜひご覧ください。

「障害者差別解消法」に関する相談や問合せ

大阪市福祉局 障がい福祉課

☎ 06-6208-8075 FAX 06-6202-6962